

## IV 公害防止管理者等



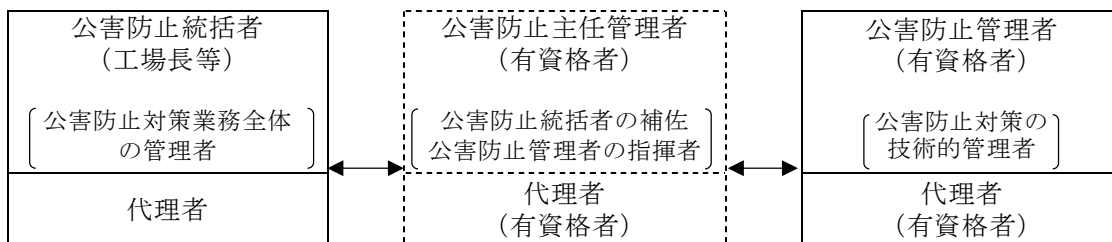
# 第1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく

## 公害防止管理者等の組織体系と選任

この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的としています。下の一覧表に掲げる工場（対象業種（注）の用に供するものに限る。）は特定工場に該当し、公害防止統括者とその代理者、及び公害防止管理者とその代理者を選任する必要があります。

（注）対象業種は「製造業（物品の加工業を含む。）」、「電気供給業」、「ガス供給業」及び「熱供給業」

公害防止組織の整備に関する法律に基づく組織の体系は、次のとおりです。



公害防止主任管理者及び公害防止管理者の代理者には、管理者自身と同一の資格が必要です。

なお、事業者が常時使用する従業員の数が20人以下の場合は、公害防止統括者とその代理者の選任の必要はありません。

公害防止管理者選任対象特定工場一覧表

区分	対象施設	対象工場	資格の種類
主任	ばい煙発生施設及び汚水等発生施設 (要件により選任が免除される場合があります。)	総排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h以上で、かつ、総排出水量が1万m <sup>3</sup> /日以上の工場	主任
大気関係	大気汚染防止法施行令別表第1のうち下記施設 9 溶融炉、焼成炉 (硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造に限る。) 14 銅、鉛、亜鉛焙焼炉    21 燐肥料製造反応施設 15 カドミウム乾燥施設    22 弗酸凝縮施設 16 塩素冷却施設    23 トリポリ燐酸反応施設 17 塩化第2鉄溶解槽    24 鉛精錬溶解炉 18 活性炭反応炉    25 鉛電池溶解炉 19 塩素反応施設    26 鉛系原料製造施設 20 アルミニウム電解炉	総排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h以上の工場	1種
		総排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h未満の工場	1種・2種
大気関係	上記以外のばい煙発生施設 大気汚染防止法施行令別表第1の施設 (ただし、13 廃棄物焼却炉を除く。)	総排出ガス量が4万m <sup>3</sup> /h以上の工場	1種・3種
		総排出ガス量が1万m <sup>3</sup> /h以上4万m <sup>3</sup> /h未満の工場	1～4種

区分	対象施設	対象工場	資格の種類
水質関係	<p>水質汚濁防止法施行令別表第1のうち下記施設</p> <p>19 紡績業・繊維製品製造業若しくは加工業          [ トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。 ]</p> <p>22 木材薬品処理業          [ 六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。 ]</p> <p>23-2 新聞業、出版業、印刷業、製版業          [ トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。 ]</p> <p>24 化学肥料製造業          [ ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>26 無機顔料製造業          [ カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>27 無機化学工業製品製造業          [ 有害物質（注）又はそれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。          注）「有害物質」とは、水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（カドミウム等28物質）をいう。 ]</p>	<p>排水量が 1万m<sup>3</sup>/日以上 の工場</p>	<p>1種</p>
	<p>28 アセチレン誘導品製造業          （塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）</p> <p>29 コールターール製品製造業</p> <p>31 メタン誘導品製造業          [ トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>32 有機顔料又は合成染料の製造業          [ トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>33 合成樹脂製造業          [ 塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1，4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供するものに限る。 ]</p>	<p>排水量が 1万m<sup>3</sup>/日未満 の工場</p>	<p>1種 ・ 2種</p>

区分	対象施設	対象工場	資格の種類
水質関係	<p>34 合成ゴム製造業            [テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。]</p> <p>35 有機ゴム薬品製造業            [2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。]</p> <p>37 石油化学工業            [トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。]</p>	排出水量が 1万m <sup>3</sup> /日以上 の工場	1種
	<p>38-2 界面活性剤製造業の用に供する洗浄施設            [1,4-ジオキサンが発生するもの限り、洗浄装置を有しないものを除く。]</p> <p>41 香料製造業            [トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。]</p> <p>43 写真感光材料製造業</p> <p>46 有機化学工業製品製造業            [（有害物質（注）若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）]</p>	排出水量が 1万m <sup>3</sup> /日未満 の工場	1種 ・ 2種

区分	対象施設	対象工場	資格の種類
水質関係	<p>47 医薬品製造業          [ 水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>48 火薬製造業          [ ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>50 試薬製造業          [ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>51 石油精製業          [ トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。 ]</p> <p>53 ガラス製品製造業          [ 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。 ]</p>	<p>排水量が 1万m<sup>3</sup>/日以上 の工場</p>	<p>1種</p>
	<p>58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業          [ ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。 ]</p> <p>61 鉄鋼業          [ コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。 ]</p> <p>62 非鉄金属製造業          [ 銅、鉛若しくは亜鉛の第一次精錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。 ]</p> <p>63 金属製品製造業又は機械器具製造業          [ 液体浸炭による焼き入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。 ]</p> <p>63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</p> <p>64 ガス供給業又はコークス製造業          (コークス炉又はコークスの製造の用に供するものに限る。)</p> <p>65 酸又はアルカリによる表面処理施設          [ クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。 ]</p>	<p>排水量が 1万m<sup>3</sup>/日未満 の工場</p>	<p>1種 ・ 2種</p>

区分	対象施設	対象工場	資格の種類
水質関係	66 電気めっき施設 〔カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。〕	排出水量が1万m <sup>3</sup> /日以上 の工場	1種
	66-2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	排出水量が1万m <sup>3</sup> /日未満 の工場	1種・ 2種
	71-5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		
	71-6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設		
	上記の汚水等発生施設で特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されているもの。	すべての工場	
上記以外の汚水発生施設 水質汚濁防止法施行令別表第1の施設のうち、2～59、61～63、64、65、66（P III-13水質汚濁防止法に基づく特定施設参照）の施設（ただし、62の施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）	排出水量が1万m <sup>3</sup> /日以上 の工場	1種・ 3種	
	排出水量が1000m <sup>3</sup> /日以上 1万m <sup>3</sup> /日未満 の工場	1～ 4種	
騒音・ 振動関係	<u>騒音関係</u> ① 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） ② 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	騒音規制法による指定地域内に設置されている工場	騒音／ 振動
	<u>振動関係</u> ① 液圧プレス（矯正プレスを除く。）（呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。） ② 機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） ③ 鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	振動規制法による指定地域内に設置されている工場	
特定粉じん関係	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設	すべての工場	特定粉じん・ 大気 1～4種
一般粉じん関係	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん発生施設	すべての工場	一般粉じん・ 特定粉じん・ 大気 1～4種

区分	対象施設	対象工場	資格の種類
ダイオキシン類関係	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1のうち下記施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉</li> <li>2 製鋼の用に供する電気炉</li> <li>3 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉</li> <li>4 アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉</li> </ol>	すべての工場	ダイオキシン類
	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2のうち下記施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</li> <li>7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設</li> <li>8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設</li> <li>9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設</li> <li>10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設</li> <li>11 8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供する施設</li> <li>12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設</li> <li>13 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設</li> <li>14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属アルカリソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設</li> </ol>		

## 第2 公害防止管理者等の兼務

次に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行い得る場合については、同一人による公害防止管理者等の兼務が認められます。具体的な兼務可能要件については、別途定めがあります。

- 1 同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合
- 2 親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合
- 3 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合
- 4 近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合



### 第3 届出等

#### 1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出義務

届出の種類	届出時期	違反した場合の罰則
○公害防止統括者選任等届出 (法施行規則第4条様式第1) 〔公害防止統括者又はその代理者を〕 〔選任・解任あるいは死亡したとき〕 ※選任は、選任すべき事由の発生から30日以内に行うこと	選任、解任、死亡した日から30日以内	○選任しなかった場合及び都道府県知事の解任命令に違反した場合 50万円以下の罰金  ○届出をしなかった場合及び虚偽の届出をした場合 20万円以下の罰金
○公害防止管理者選任等届出 (法施行規則第7条様式第2) 〔公害防止管理者又はその代理者を〕 〔選任・解任あるいは死亡したとき〕 ※選任は、選任すべき事由の発生から60日以内に行うこと	同上	
○公害防止主任管理者選任等届出 (法施行規則第9条様式第3) 〔公害防止主任管理者又はその代理者を〕 〔選任・解任あるいは死亡したとき〕	同上	
○上記届出をした者の地位の承継届出 (法施行規則第10条の2様式第3の2) 〔公害防止管理者等の届出をした特定事業者の地位を、相続又は合併により承継したとき〕	遅滞なく	○届出をしなかった場合及び虚偽の届出をした場合 10万円以下の過料

注1) 届出書の提出先等

特定工場の所在地	提出先	宛先名	提出部数
宇都宮市内	宇都宮市 環境保全課	宇都宮市長	正本1部、写し1部 (写しは届出者控え)、 計2部
宇都宮市以外	各市町 環境行政担当課	○騒音・振動発生施設のみが設置されている工場の場合 市町長 ○上記以外 環境森林(管理)事務所の長	正本1部、写し2部 (写し1部は届出者控え)、 計3部

注2) 添付書類

公害防止管理者及び主任管理者とその代理者の選任届を提出する際には、公害防止管理者等の資格を有することを証明する書類(国家試験合格証書又は資格認定講習修了証書)の写しを添付する。

#### 第4 栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく公害防止責任者の選任

次の表に掲げる公害関係の届出をしたすべての工場・事業場では、施設の種類（汚水、ばい煙、騒音、振動、粉じん）ごとに、当該施設の種類ごとに規則で定める業務（点検、補修等）を行わせるため、公害防止責任者を選任する必要があります。（届出は不要です。）

（条例第50条、施行規則第32条）

種類	対象工場・事業場	適用除外
ばい煙	次に掲げる施設を設置している工場 (1) 条例施行規則別表第1の(1)に掲げるばい煙に係る特定施設 (2) 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1に掲げるばい煙発生施設 (3) ダイオキシソ類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1に掲げる特定施設	大気関係公害防止管理者を選任している工場
粉じん	次に掲げる施設を設置している工場 (1) 条例施行規則別表第1の(2)に掲げる粉じんに係る特定施設 (2) 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん発生施設	一般粉じん、特定粉じん又は大気関係公害防止管理者を選任している工場
汚水	次に掲げる施設を設置している工場 (1) 条例施行規則別表第1の(3)に掲げる汚水に係る特定施設 (2) 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1に掲げる特定施設 (3) ダイオキシソ類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる特定施設	水質関係公害防止管理者を選任している工場
騒音	次に掲げる施設を設置している工場 (1) 条例施行規則別表第1の(4)に掲げる騒音に係る特定施設 (2) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1に掲げる特定施設	騒音・振動関係公害防止管理者を選任している工場
振動	次に掲げる施設を設置している工場 (1) 条例施行規則別表第1の(5)に掲げる騒音に係る特定施設 (2) 振動規制法施行令（昭和58年政令第280号）別表第1に掲げる特定施設	騒音・振動関係公害防止管理者を選任している工場